

平成 21 年度提案型協働事業 審査結果のまとめ
(平成 20 年度募集)

平成 20 年 12 月

国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課

目 次

選考結果.....	1
審査経過.....	1
第1次審査（書類審査）.....	2
・第1次審査基準.....	2
・第1次審査結果一覧表.....	3
第2次審査（プレゼンテーション審査）.....	4
・第2次審査基準.....	4
・第2次審査結果一覧表.....	5
総 評.....	6
審査会の所見.....	7
参考資料	
・国分寺市協働事業審査会設置要綱.....	9
・国分寺市協働事業審査会委員名簿.....	10
・平成21年度提案型協働事業募集要項.....	11
・積算基準表.....	20
・平成21年度提案型協働事業提案書.....	21



【選考結果】

市民説明会(7/5),公募(7/7~7/31),提案書受理,担当課の割振り会議(8/7),提案団体と事業担当課との調整会議(8/19~9/12)を経て,9事業(6団体)を協働事業審査会で審査し,下記4事業を「平成21年度提案型協働事業」として採択した。

なお,「国分寺市木造住宅耐震診断士創設に係る診断士の養成・認定事業」(担当課:都市計画課)については,条件付きでの採択とした。

採択事業

(単位:千円)

No	提案事業名	提案団体名	事業担当課	総事業額	市負担額	対前年増減額
3	国分寺市木造住宅耐震診断士創設に係る診断士の養成・認定事業	NPO 法人 くらしの安全安心サポーター	都市建設部 都市計画課	1,669	1,374	1,374
5	家庭用生ごみたい肥化装置の普及広報活動事業	5303(ごみゼロ讚)の会	環境部 ごみ対策課	498	498	498
6	障害児,年齢枠を超えた子育て支援事業	ACT たすけあいワーカーズ国分寺・風ぐるま	子ども福祉部 子育て支援課	9,020	1,829	1,829
7	まちづくり人材育成のための市民塾事業	NPO 法人 市民テーブルこくぶんじ	市民生活部 協働コミュニティ課	770	770	770
合計額				11,957	4,471	4,471

採択にあたっての付帯意見

- ・「国分寺市木造住宅耐震診断士創設に係る診断士の養成・認定事業」については,事業の進め方や予算について,提案団体と事業担当課で十分な調整を図り,事業実施されたい。

【審査経過】^

説明会の開催	<7/5>
公募	<7/7~7/31>
担当課の割振り コミュニティ施策推進基本方針等検討委員会	<8/7>
調整会議	<8/19~9/12>
第1次審査(書類審査) 協働事業審査会	<10/10>
第2次審査(プレゼンテーション審査) 協働事業審査会	<10/28>

【第1次審査(書類審査)】

実施日時：10月10日(金)14:00~17:00

実施場所：市役所第1庁舎第1・2委員会室

審査委員：出席委員 = 塚本会長，山岸副会長，樋口委員，有川委員，有吉委員，
欠席委員 = 斎藤委員

提案団体と事業担当課との調整会議を経た9事業(6団体)について，提案書と担当課等の所見を踏まえ，協働事業審査会で書類審査を行い，5事業(5団体)を第1次審査通過提案として選定した。なお，書類審査は，事業担当課職員同席のもと行った。

第1次審査事業・第1次審査基準は，下記のとおり。

第1次審査基準

下記の7項目を1点~6点で評価し，合計得点が126点を超えた提案を第1次審査通過提案とする。126点超の算出根拠(「どちらかといえば評価できない」3点×7項目×委員6人=126点)

審査委員1名が欠席したため，105点(「どちらかといえば評価できない」3点×7項目×委員5人=105点)を超えた提案を第1次審査通過提案とした。

< 審査項目 >

1	事業の目的	市民や地域のニーズ，社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また，市が関わる必要性が認められるか
2	独創性・先駆性	提案は独創的かつ先駆性があり，今後の協働事業のモデルとなり得るか
3	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か
4	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき，また，相乗効果・波及効果が期待できるか
5	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか
6	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり，また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか
7	実現可能性	実施体制，実施方法やスケジュールが合理的で，実現可能性は高いか

< 判断基準 >

6点	評価できる
5点	やや評価できる
4点	どちらかといえば評価できる
3点	どちらかといえば評価できない
2点	あまり評価できない
1点	評価できない

【第1次審査結果一覧表】

(単位:千円)

事業 No	事業名	提案団体名	事業担当課	総事 業額	市負 担額	得点	判定	順位
1	高齢者世帯等を対象とした家具類等の転倒防止支援事業	NPO 法人 くらしの安全安心 サポーター	総務部 くらしの安全 課	3,325	2,005	104	不可	7
2	自宅でできる震災対策講習会事業	NPO 法人 くらしの安全安心 サポーター	総務部 くらしの安全 課	576	576	105	不可	6
3	「国分寺市木造住宅耐震診断士」創設に係る診断士の養成・認定事業	NPO 法人 くらしの安全安心 サポーター	都市建設部 都市計画課	1,669	1,374	108	可	4
4	恋ヶ窪村用水跡緑地管理業務事業	NPO 法人 国分 寺市にふるさとを つくる会	都市建設部 緑と水と公園 課	513	476	93	不可	8
5	家庭用生ごみたい肥化装置の普及広報活動事業	5303(ごみゼロ 讚)の会	環境部 ごみ対策課	498	498	159	可	2
6	障害児、年齢枠を超えた子育て支援事業	ACT たすけあい ワーカーズ国分 寺・風ぐるま	子ども福祉部 子育て支援課	9,020	1,829	131	可	3
7	まちづくり人材育成のための市民塾事業	NPO 法人 市民テーブルこく ぶんじ	市民生活部 協働コミュニ ティ課	770	770	160	可	1
8	国分寺市敬老会地域別開催モデル事業(3中地区敬老の集い)	NPO 法人 生き生き	福祉保健部 高齢者相談 室	881	881	106	可	5
9	ニート・引きこもり・不登校児の再出発事業	NPO 法人 生き生き	教育部 社会教育・ス ポーツ振興課	1,822	1,822	91	不可	9

【第2次審査(プレゼンテーション審査)】

実施日時：10月28日(火)14:00~17:00

実施場所：市役所第1庁舎第1・2委員会室

審査委員：出席委員 = 塚本会長，山岸副会長，樋口委員，有川委員，有吉委員，
斎藤委員

第1次審査を通過した5事業(5団体)について，公開プレゼンテーション審査をお行い，一部条件付きで4事業(4団体)を採択した。なお，公開プレゼンテーションは，提案団体と事業担当課長が同じテーブルに着き，説明及び質疑応答を行った。

第2次審査基準

第1次審査と同様の審査項目(7項目)を5段階(1点~5点)の点数制で評価し，合計得点が126点以上(「評価できる」3点×7項目×委員6人=126点)の提案を，予算総額500万円の範囲内で合計得点が高い提案から順に採択する。(詳細は，別表のとおり)

同点の場合は，下記審査項目の1「事業の目的」，2「独創性・創造性」，5「協働による効果」の評価点で決する。

< 審査項目 >

1	事業の目的	市民や地域のニーズ，社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか また，市が関わる必要性が認められるか
2	独創性・先駆性	提案は独創的かつ先駆性があり，今後の協働事業のモデルとなり得るか
3	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か
4	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき，また，相乗効果・波及効果が期待できるか
5	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか
6	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり，また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか
7	実現可能性	実施体制，実施方法やスケジュールが合理的で，実現可能性は高いか

< 判断基準 >

5点	非常に高く評価できる
4点	高く評価できる
3点	評価できる
2点	あまり評価できない
1点	評価できない

【第2次審査結果一覧表】

(単位:千円)

事業 No	事業名	提案団体名	事業担当課	総事業額	市負担額	対前年 増減額	得点	判定	順位
3	「国分寺市木造住宅耐震診断士」創設に係る診断士の養成・認定事業	NPO 法人 くらしの安全安心 サポーター	都市建設部 都市計画課	1,669	1,374	1,374	144	可	4
5	家庭用生ごみた い肥化装置の普 及広報活動事業	5303(ごみゼロ 讚)の会	環境部 ごみ対策課	498	498	498	163	可	3
6	障害児、年齢枠 を超えた子育て 支援事業	ACT たすけあい ワーカーズ国分 寺・風ぐるま	子ども福祉 部 子育て支援 課	9,020	1,829	1,829	164	可	1
7	まちづくり人材育 成のための市民 塾事業	NPO 法人 市民テーブルこく ぶんじ	市民生活部 協働コミュニ ティ課	770	770	770	164	可	2
8	国分寺市敬老会 地域別開催モデ ル事業(3中地区 敬老の集い)	NPO 法人 生き生き	福祉保健部 高齢者相談 室	881	881	881	119	不可	5



総 評

制度二年目を迎えた今年度は、昨年度提案を受けた後に課題として考察した、『諸経費・人件費の考え方』を一定整理して『積算基準』を作成して提示し、また事前に庁内で調査した「協働事業化が可能な市の既存事業」を提示して、市の既存事業に対する提案を市民活動団体の皆様に考えていただくことを試みました。この結果、既存事業に対する3提案を含め、6団体から10事業の提案をいただきました。団体の皆様には、市民視点からの様々な提案をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

今回は、4事業を平成21年度提案型協働事業として選考いたしました。いずれの提案も事業目的が明確であり、創造性・先駆性に富み、市民活動団体と市が協働することによる相乗効果・波及効果も期待される事業であると評価したものです。

しかし、今回の提案全般を見ますと、各団体の事業に対する熱意や意欲を実感したところですが、まだ制度に対する理解や認識が不足していると感じられる提案も見られました。また、市民活動団体と市が役割分担をし、協働による相乗効果が期待できる提案も比較的少なかったように思います。さらに、趣旨・目的は評価されるものの、担当課との調整が十分になされていないために事業化には至らないと判断したものもありました。

これらのことを踏まえ、市においてもより一層提案制度に対する理解促進に努め、当制度が協働事業を推進するためのツールとして有効に活用されるよう、改善を図っていくことが望まれます。

今後とも、地域の課題解決のためのよりよい事業推進を御期待申しあげますとともに、各団体の御発展を心よりお祈り申し上げます。また、今回残念ながら選考されなかった団体の皆様には是非、再度応募されますことを期待しております。

【提案事業に関する審査会の所見】

事業 No	事業名	提案事業に関する審査会の所見
1	高齢者世帯等を対象とした家具類等の転倒防止支援事業	市民の安全を守るという、市民ニーズ、社会問題等を踏まえた事業であり、事業の目的は評価できます。また、事業実績から事業を遂行する上での専門性を有した団体であると認められます。しかしながら、市と協力関係にある防災推進委員会のなかで、同様の取り組みについて協議・検討が行われていることなどから、提案団体と担当課で十分な意見交換、調整を図る必要があると考えます。したがって、調整不足であり、事業化は時期尚早と判断します。
2	自宅でできる震災対策講習会事業	複数課で実施している防災関係講座を統合し、市民防災を充実させようとする趣旨は評価するところですが、実施回数が少ないなど、その効果については疑問が残ります。防災推進委員会との関係性を含め、提案団体と担当課で、十分な意見交換、調整を図る必要があると考えます。したがって、事業化は時期尚早であると判断します。
	「国分寺市木造住宅耐震診断士」創設に係る診断士の養成・認定事業	市民や地域ニーズ、社会問題や地域課題等を踏まえた、先駆的な提案であると評価されます。ただし、提案団体と担当課で、事業の進め方や予算について、十分な調整を図った上で、事業実施する必要があります。
4	恋ヶ窪村用水跡緑地管理業務事業	市民の手で緑地を保全しようという提案の趣旨には賛同するところですが、一般に開放されていない用水跡緑地（個人所有地）の維持管理であり、権利関係・安全管理面などから慎重に対応する必要があると考えます。また、他の緑地保全との整合性を考慮すると、本提案事業の事業化については疑問が残ります。
	家庭用生ごみたい肥化装置の普及広報活動事業	昨年度採択された協働事業の成果を活かす提案内容となっており、事業の必要性や、協働による効果を高く評価します。また、学校教育の場での環境学習も加味していることから、将来性のある提案であると期待されます。
	障害児、年齢枠を超えた子育て支援事業	市民や地域ニーズ、社会問題や地域課題等を踏まえた、先駆的な提案であると高く評価されますが、一方で、費用の妥当性・実現可能性の面では、相対的に低い評価となっています。提案内容を着実に実施するための工夫が求められます。
	まちづくり人材育成のための市民塾事業	市民や地域ニーズ、社会問題や地域課題等を踏まえた、先駆的な提案であると高く評価されます。また、事業実績からも高い事業遂行能力を備えた団体であると判断します。
8	国分寺市敬老会地域別開催モデル事業（3中地区敬老の集い）	敬老会を地域別に開催していくという方向性については、担当課と提案団体で共有されており、その趣旨・目的は評価できます。しかしながら、内容の具体性に乏しいことから実現可能性の評価は低く、また、担当課と提案団体の調整不足も懸念されることです。十分な協議を行い、地域団体等との連携を強化する方向で、将来に向けて取り組んでいただきたい。
9	ニート・引きこもり・不登校児の再出発事業	事業の目的は、一定評価するところですが、事業内容の具体性に乏しく、実現可能性が低い評価となりました。地域に根ざしたNPOの特性を活かし、行政とどの様な役割分担ができるのか、十分に意見交換を行う必要があります。

事業No 3 . 5 . 6 . 7 が採択事業

參考資料

(設置)

第1条 国分寺市市民活動団体との協働に関する指針(平成14年4月策定)に基づき、委託等により協働事業を行う場合において、国分寺市プロポーザル方式等による調達手続実施要綱(平成20年要綱第4号)第1条(趣旨)に規定するプロポーザル方式等を用いて契約相手先を選考する際に、公平性、公正性及び透明性を確保するために、国分寺市協働事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審査会は、プロポーザル方式等により公募した協働事業に応募した団体(以下「応募団体」という。)の提案を審査し、その選考結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 審査会は、次に掲げる委員6人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 識見を有する者 3人以内
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長

(任期)

第4条 第3条第1号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 応募団体の構成員となっている委員は、当該応募団体の審査に係る会議に出席することができない。
- 3 審査会は、委員の過半数(前項に該当する委員は過半数の計算に入れないものとする。次項において同じ。)の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の非公開)

第7条 審査会は、非公開とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、市民生活部協働コミュニティ課において処理する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

国分寺市協働事業審査会委員名簿

委員種別	氏名	職業など
1号委員	塚本 一郎	明治大学経営学部教授
同上	山岸 秀雄	(特活)NPOサポートセンター理事長
同上	斉藤 奈美	神奈川県市民活動支援施設コーディネーター、さがみはら市民活動サポートセンターチーフスタッフ、NPOフィット相模原代表、NPO相模原いきごみ隊事務局長、FMさがみパーソナリティ
2号委員	樋口 満雄	政策部長
3号委員	有川 薫	総務部長
4号委員	有吉 重蔵	市民生活部長

(任期) H18.11.1 ~ H20.10.31

提案型協働事業募集要項

(平成 20 年度募集)



国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課

目 次

1 .	提案型協働事業導入の目的	1
2 .	提案できる市民活動団体.....	1
3 .	提案対象となる事業.....	2
4 .	平成 20 年度実施提案型協働事業(平成 19 年度募集・選考).....	2
5 .	事業期間	3
6 .	事業経費	3
7 .	審査・選考	3
8 .	提案事業の公表.....	5
9 .	事業化までの流れ	5
1 0 .	提出書類	7
1 1 .	提出期間	7

1. 提案型協働事業導入の目的

福祉・教育・環境など複雑化・多様化する地域の課題や地域住民のニーズに対して、市民の視点から事業提案をしていただき、市民活動団体と市が協働で行うことで、地域の課題解決、市民サービスの向上を図るものです。

市民力を行政経営に活かします！！

市民活動団体と市との協働事業の推進
新たな公共の構築に向けてのツールづくり
市民視点による行政サービスの展開
市政の透明化とスリム化
2007年問題を含む新たな雇用促進



2. 提案できる市民活動団体

提案応募できる市民活動団体は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された法人であること。
国分寺市内に活動拠点又は連絡場所があり、公益性、公開性を有し、「こくぶんじ市民活動センターに登録している団体」で、次のいずれにも該当すること。

代表者を含み3人以上の役員を置き、かつ構成員に5人以上の国分寺市民がいること。

1年以上継続した活動を行っていること。

団体の運営に関する会則、規約に基づき運営され、予算・決算を適正に行っていること。

「市民活動団体」とは、次の要件を全て満たしているもの

1. 公益性のある活動であること。～ Public interest ～
（社会全体の利益を目的としていること。）
2. 収益を分配しないこと。～ Not profit distributing ～
（収益を関係者だけで分けないこと。）
3. 民間であること。～ Private ～
（市民力が源であること。）
4. 自発的であること。～ Voluntary ～
（誰かや何かに強制されて行うものでないこと。）
5. 公に組織されていること。～ Organizations ～
（会則があり、入会・退会の自由が約束されるなど、民主的に運営されていること。）
6. 自己統治していること。～ Self-governing ～
（政治団体・宗教団体などから運営介入を受けていないこと。）

『市民活動団体と国分寺との協働 2004・2005』より

3. 提案対象となる事業

対象となる事業は、以下の要件をすべて満たしている事業であること。

1. 国分寺市内で実施される公益的な事業であり、市民活動団体と市が協働で行うことにより、地域や社会の課題を解決することにつながる事業であること。
2. 既存事業、新規事業いずれの場合においても、具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られる事業であること。
3. 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働して実施することにより、相乗効果が期待できる事業であること。
4. 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等を活かした新たな視点からの事業であること。
5. 予算の見積もり等が適正であり、提案した市民活動団体が実施可能な事業であること。
6. 協働推進の視点から、担当課と信頼関係を築き共に理解しあいながら意欲的に取り組むことができる事業であること。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

営利を目的としたもの

特定の個人や団体が利益を受けるもの

宗教、政治、選挙活動に係るもの

実施が伴わないもの

新規事業については、国、地方公共団体及びその他の団体から、当該事業に対し助成を受けているもの

公序良俗に反するもの

既に市民活動団体と市が協働事業として実施している事業

4. 平成 20 年度実施提案型協働事業（平成 19 年度募集・選考）

事業名	実施団体	事業所管課	事業期間
「家庭用生ごみのたい肥化装置」の精査と評価及びインストラクター養成事業	5303（ごみゼロ讚）の会	環境部 ごみ対策課	平成 20 年度 （単年度）
駅前子育てサロン（東部地区協働型親子ひろば）事業	NPO 法人 冒険遊び場の会	子ども福祉部 子育て支援課	平成 20 年 4 月 ～ 23 年 3 月 （3 年間）
身体活動を習慣化させる介護予防体操教室事業	NPO 法人 健康体操指導ワーカーズ	福祉保健部 高齢者相談室	平成 20 年 4 月 ～ 23 年 3 月 （3 年間）
わかりやすい市政 FAQ づくり事業	NPO 法人 市民テーブルこくぶんじ	政策部 総合情報課	平成 20 年度 （単年度事業）
市民活動センターサポート事業	NPO 法人 市民テーブルこくぶんじ	市民生活部 協働コミュニティ課	平成 20 年度 （単年度事業）

5. 事業期間

平成 20 年度募集提案型協働事業は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 までに完了するものとなります。また、複数年継続して実施する場合は、最長で 3 年間で事業実施期間とすることができます。

6. 事業経費

提案型協働事業において、市が予算化する事業経費は、既存事業（市が既に取り組んでいる事業）についての提案については、提案された事業を所管する担当課が平成 20 年度に予算化している額（人件費を含む）を超えないものとします。新規事業については、事業を所管する担当課と十分に相談して積算して下さい。

また、事業経費については、市で設定した積算基準に則って積算していただきます。協働事業とは関りのない団体の人件費、事務所の賃借料及び光熱水費等管理費は対象外とします。

なお、既存事業、新規事業いずれの提案においても、事業実施後の余剰金は市へ返納していただきます。

7. 審査・選考

審査・選考は、協働事業審査会（識見者 3 名、市職員 3 名の計 6 名で構成）において行います。審査基準 1 に基づき、書類審査・プレゼンテーション審査を行います。

1. 第 1 次審査は書類審査となり非公開で行います。その際には、提案された事業を所管する担当課長の意見、及び協働コミュニティ課や政策経営課、財政課の担当課長からの所見などを参考に審査します。この第一次審査において公開で実施するプレゼンテーションに進む提案を決定します。一次審査の選考結果は、提案した団体全てに対し通知します。
2. プレゼンテーションは、市民活動センターが開催し、センターに登録されている市民活動団体に広く呼びかけ公開で行います。
先ず提案された事業を所管する担当課長から提案された協働事業の必要性などについての説明と決意を求めます。次に協働事業を提案した団体から事業内容についての説明を頂きます。その後、担当課長と提案した市民活動団体に対し提案内容及び活動内容を中心に審査会委員が質問します。
3. 提案された全てのプレゼンテーションが終了した後、担当課長と提案団体からの聴取結果と一次選考時の意見など総合して、協働事業審査会が平成 21 年度実施する協働事業を選定します。

< 基本的な審査基準 >

1	事業の目的	市民や地域のニーズ，社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また，市が関わる必要性が認められるか
2	独創性・先駆性	提案は独創的でかつ先駆性があり，今後の協働事業のモデルとなり得るか
3	実現可能性	実施体制，実施方法やスケジュールが合理的で，実現可能性は高いか
4	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か
5	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき，また，相乗効果・波及効果が期待できるか
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか
7	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり，また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか

第1次審査(書類審査)

書類審査は，上記「審査基準」の7項目を，1点から6点の点数制で評価を行います。

< 判断基準 >

6点	評価できる
5点	やや評価できる
4点	どちらかといえば評価できる
3点	どちらかといえば評価できない
2点	あまり評価できない
1点	評価できない



第2次審査(プレゼンテーション審査)

プレゼンテーション審査は，上記「審査基準」の7項目を，1点から5点の点数制で評価します。

< 判断基準 >

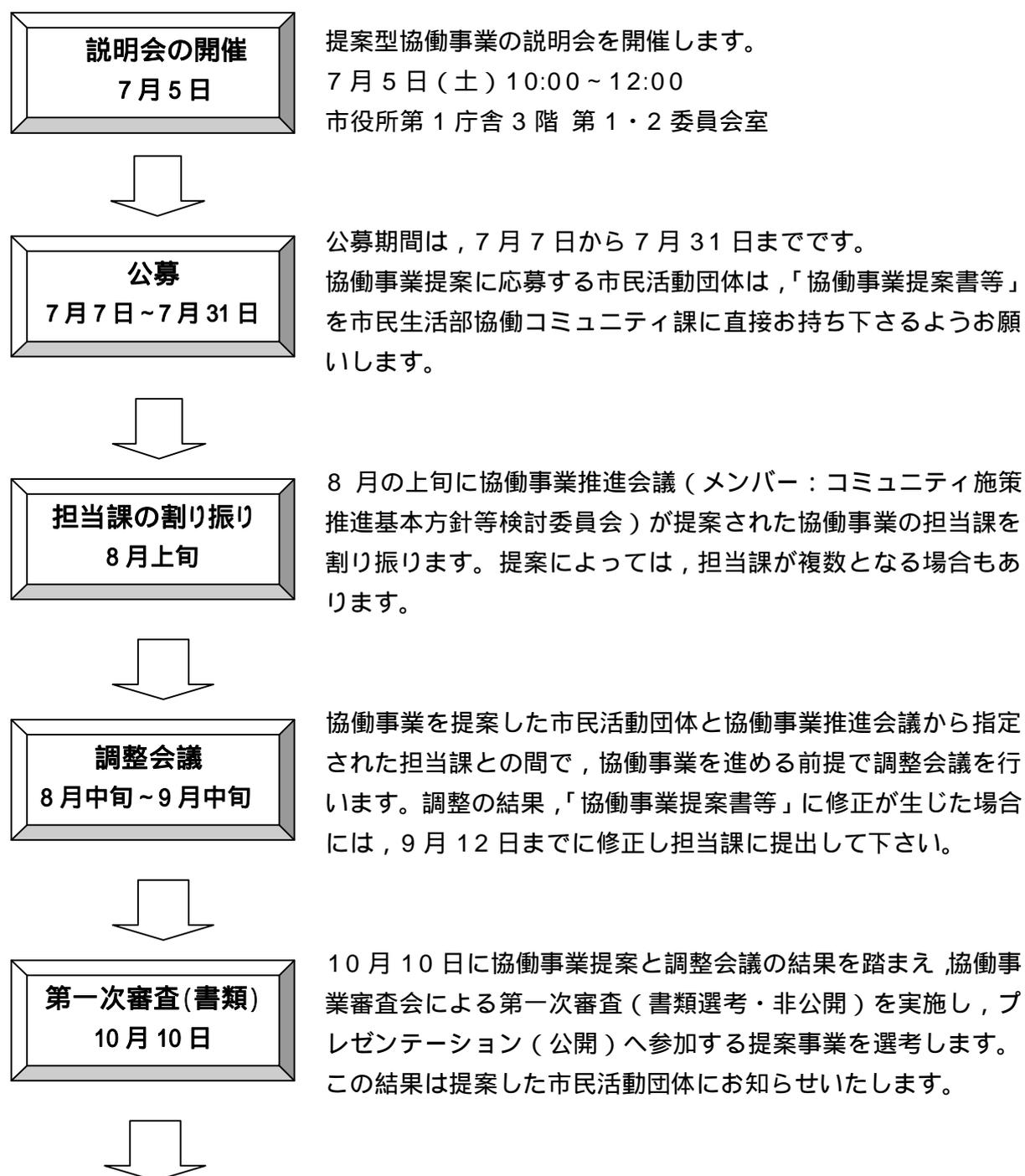
5点	非常に高く評価できる
4点	高く評価できる
3点	評価できる
2点	あまり評価できない
1点	評価できない



8. 提案事業の公表

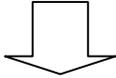
選考過程における公正性や透明性を確保するため、提案された協働事業の概要や団体名をホームページで公表します。また、プレゼンテーション開催時には、「協働事業提案書」(様式第1号～第4号)を当日資料として来場者に配布します。

9. 事業化までの流れ



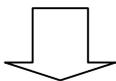
**第二次審査
(プレゼンテーション)
10月28日**

第一次審査通過提案を対象に公開プレゼンテーションを行います。協働事業審査会(委員長:塚本一郎明治大学教授)が市民活動団体からの提案および担当課長の提案に対する意見について聴取します。



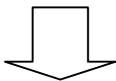
**結果発表
11月中旬**

公開プレゼンテーションに参加いただいた市民活動団体に結果を通知します。また、市のホームページで公表します。



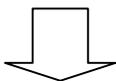
**予算編成
11月下旬**

選考された提案事業を担当課において、平成21年度予算に反映すべく作業を行います。
なお、提案事業の事業費は、平成21年第1回定例議会(3月)で予算案が可決されてはじめて決定します。



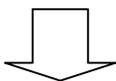
**協定書締結
平成21年3月**

選考された事業を提案した市民活動団体と市(担当課)との間で、平成21年度実施事業として「協定書」の締結を行います。



**事業実施
平成21年4月~**

平成21年4月1日から協働事業として実施します。



**事業評価
平成22年6月**

協働事業評価委員会(平成20年度内に設置予定)に対し、市民活動団体と市の担当課長が事業報告を行います。委員会が報告を受け、その事業内容を評価します。

10. 提出書類

1. 提案書（様式第1号）
2. 企画書（様式第2号）
3. 収支予算書（様式第3号）
4. 団体概要書（様式第4号）
5. 定款または規約
6. 会員名簿（役員3人，市民5人以上が確認できるもの）
7. 平成20年度予算関係書類及び平成19年度決算関係書類（団体全体のもの）
8. 平成19年度法人市民税納税証明書（納税義務のない団体は不要）
9. その他市長が必要と認めるもの

なお，団体の活動がわかるパンフレットやチラシなども提出して下さい。

提案書等の様式データは，市ホームページに掲載されておりますので，ダウンロードして作成して下さいをお願いします。

11. 提出期間

平成20年7月7日（月）から7月31日（木）午後5時（土・日を除く）までに，市民生活部協働コミュニティ課（ひかりプラザ5階）に直接持参して下さい。

受付は，午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までです。

なお，受付時に提出書類一式を確認した上で受理いたします。必ず提出日時をあらかじめ下記担当までお知らせ頂き予約を行ったうえでお越し下さるようお願いいたします。

提出期限を過ぎた場合，一切受理はいたしません。期限厳守でお願いします。

問い合わせ・連絡先

国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課 協働推進係
〒185-0034 東京都国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ5F
TEL：042-576-0240 FAX：042-576-0370
E-mail：community@city.kokubunji.tokyo.jp

積算基準

【人件費】

「一般事務的な業務に従事する者」については、下表の A～C の業務分類に応じて時給単価を設定します。「その他専門性を有する業務に従事する者」の時給単価については、市の専門職員の賃金・ハローワークの賃金情報等の客観的根拠に基づき設定します。

分類	業務内容	時給単価	参考とした単価
A	簡易な補助業務	800 円	臨時職員賃金
B	企画立案・業務遂行をある程度の責任をもって実施する業務	1,200 円	嘱託職員賃金
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	2,500 円	正規職員賃金
D	その他高度な専門性を必要とする業務		客観的根拠を要する

【諸経費】

諸経費は、組織を継続的に運営するのに要する費用であって、直接事業費以外の事務用品費、地代家賃、通信交通費、光熱水費、租税公課等を含むものです。諸経費の計上は、諸経費を除いた直接事業費の総額の 10%以下とします。

$$\text{諸経費} = \text{直接事業費} \times \frac{10}{100}$$

【費目例】

項目	内容
人件費	事業の企画・準備・実施に係る人件費・法定福利費（健康保険・厚生年金保険・介護保険・雇用保険・労災保険）
保険料	傷害保険、損害賠償保険等
租税公課(*1)	事業に関連して生じる租税公課（印紙税等）
謝礼	講師謝礼 市の謝礼基準に準ずる
交通費	事業に関わるスタッフ等の交通費（電車・バス等）
事務用品費	消耗品費、備品購入等
賃借料	会場の借上げ料等
通信費	郵便・電話代等
印刷費	募集チラシ・資料・報告書などの印刷費等
諸経費	事業費の 10%以下

(*1)租税公課とは、法人税、住民税及び事業税(事業税外形標準課税部分を除く。)、消費税以外の租税公課を言います。具体的には、固定資産税、都市計画税、自動車税、不動産取得税、印紙税、登録免許税、身体障害者雇用 納付金、事業税外形標準課税部分などの公租、公的な課金、罰金、過料等の課金を言います。

平成 21 年度提案型協働事業提案書

提案書は、市民活動センターで配布している『平成 21 年度提案型協働事業審査結果のまとめ』冊子でご確認いただくか、市役所オープナーで閲覧することができます。電子データでの提供はしておりませんので、ご了承ください。